

京都市東京事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第200号

京都市東京事務所規則の一部を改正する規則

京都市東京事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「事務所に」の右に「担当部長、」を加え、同条第3項中「担当課長」を「担当部長及び担当課長」に改める。

第3条第3項中「担当課長」を「担当部長、担当課長」に改める。

第4条中「その職務を代理し、次長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長、担当課長補佐又は担当係長が」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、担当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、担当部長に事故があるときは、主管事務につき、次長がその職務を代理する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 次長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長、担当課長補佐又は担当係長がその職務を代理する。

第6条中「総合企画局長は」の右に「、担当部長」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)